

県立特別支援学校の今後の整備方針について

平成28年11月24日

福岡県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成19年度に「県立特別支援学校の整備に関する計画」を策定し、平成27年度までの間に、県立特別支援学校に対する新たなニーズに応えるための整備を段階的に進めてきた。具体的には、太宰府特別支援学校の新設をはじめ、肢体不自由教育の場の拡充や、高等部の増設、教育部門の複数併設化などを実施した。

一方、特別支援学校制度の創設に係る学校教育法の改正や、保護者の意向を一層重視した特別支援学校の就学手続の整備に係る学校教育法施行令の改正などにより、特別支援教育の充実と普及が図られる中、特別支援学校への期待がさらに高まった。

こうした中で、県立特別支援学校への入学希望者は全県的に増加を続けており、とりわけ、従来、特別支援学校への就学・進学の割合が県全体に比べて低い傾向にあった福岡市近郊の市町を中心に著しい増加傾向がみられる。

このため、今後の県立特別支援学校に対する教育ニーズに的確に応え、希望する児童生徒の確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供する観点から、今回、児童生徒数及び必要教室数の将来推計を行うとともに、これに基づき、県立特別支援学校の今後の整備方針を策定することとした。

I 特別支援学校児童生徒数の推移及び将来見込み

1 これまでの推移

県立特別支援学校における近年の児童生徒数は、県全体の児童生徒数（6～17歳人口）の減少にかかわらず増加を続けている。その増加のほとんどは、知的障害教育部門及びこれに併設される肢体不自由教育部門（以下「知的障害教育部門等」という。）に在籍する児童生徒に係るものであり、他の部門については、概ね横ばいの状況となっている。

小・中学部及び高等部の知的障害教育部門等に在籍する児童生徒数のこれまでの推移の実績をみると、平成18年度には1,405人であったものが、平成28年度には2,174人となり、過去10年間で769人、54.7%の増加がみられる。

なお、上記児童生徒数に相当する「県立特別支援学校の整備に関する計画」における推計値は、最終年度である平成27年度で1,738人と見込まれていたところであり、実績値2,101人との間で+363人（+20.9%）の乖離が生じている。

2 将来見込み

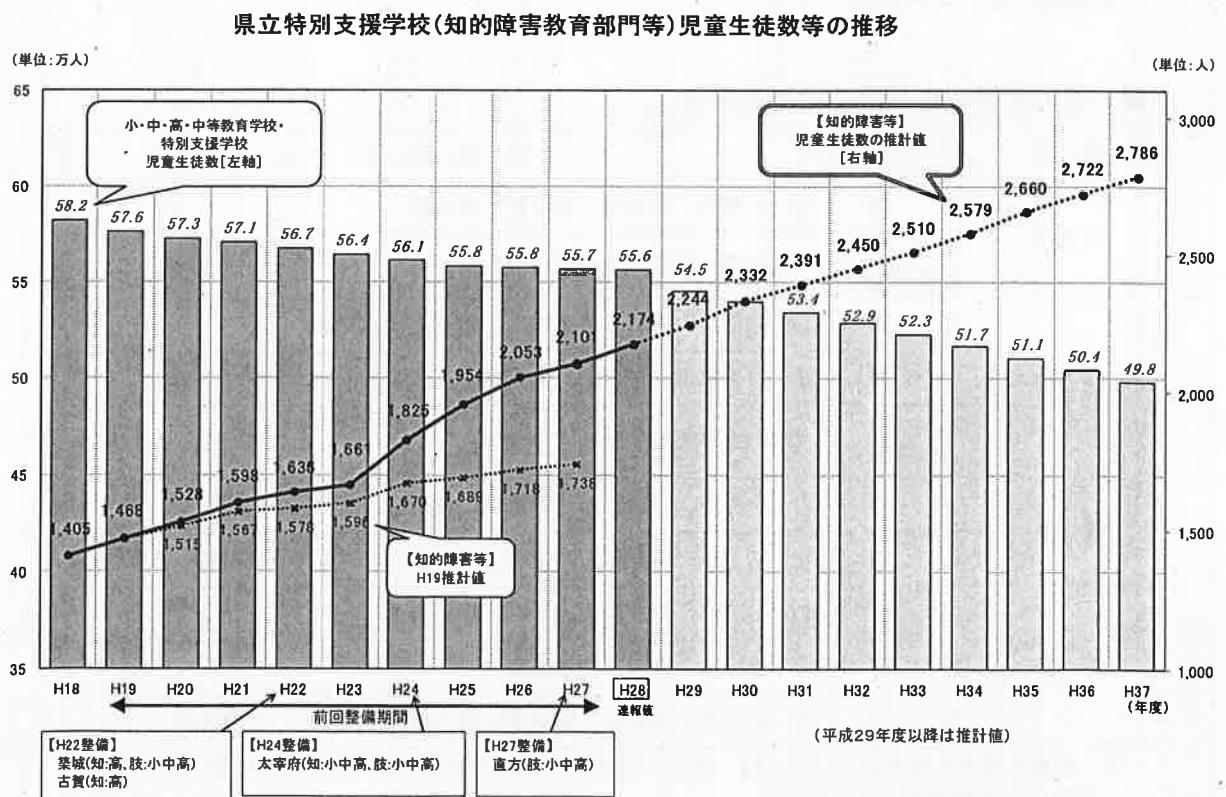
県立特別支援学校における小・中学部及び高等部の知的障害教育部門等の児童生徒数について、平成37年度までの推計を行った。

今回の推計に当たっては、近年の増加傾向の特徴をきめ細かに反映する観点から、県立特別支援学校小・中学部（知的障害教育部門）の通学区域である8地域区分ごとの傾向を考慮の上、当該児童生徒数の総数及び県内4地区別人員を算出した。

その結果、県全体では、平成28年度の実績値2,174人に対し、平成37年度には2,786人となり、612人、28.2%の増加が見込まれる。

また、地区別では、福岡地区において50%程度の増加、北九州地区及び筑豊地区においてそれぞれ25%程度の増加が見込まれる一方、筑後地区においてはほぼ横ばいで大きな増減はないものと見込まれる。

なお、今回の推計の基礎となる地域別の6～17歳人口には、平成22年国勢調査に基づく将来推計人口を用いており、今後、平成27年国勢調査に基づく将来推計人口等を踏まえ、適宜、推計値の精査を行うこととする。



将来推計の算出方法

A 県内児童生徒数（母数）・・a

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に基づき、地域区分別に、平成37年度までの小学校1年生・中学校1年生・高校1年生相当の各年度人口（域内の6歳、12歳、15歳人口）を算出

B 特別支援学校在籍率（係数）・・b

地域区分別に、過去8年間(H20～27)の特別支援学校小・中・高等部各1年生の在籍率（特別支援学校在籍者数／同年齢人口）に基づき、今後の学年別在籍率を算出

C 各部1年生の児童生徒数

地域区分別に、a県内児童生徒数×b特別支援学校在籍率により、各年度の小・中・高等部各1年生の児童生徒数を算出

D 各部1年生以外の児童生徒数

過去8年間の児童生徒数実績に基づき、学年別社会増減率を算出し、これを乗じた学年進行により算出。

E 年度別児童生徒数の推計

C+Dにより、県域全体及び地区別・地域区分別児童生徒数将来推計（学校設置4市を除く。）を算出

■ 知的障害教育部門の地域区分等

地区	学校名	地域区分
北九州	築城	① 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	北九州高等学園	(高等部単独校：地域区分なし)
福岡	古賀	② 宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡
	太宰府	③ 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
	福岡高等学園	(高等部単独校：地域区分なし)
筑後	小郡	④ 小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
	筑後	⑤ 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
筑豊	川崎	⑥ 田川市、田川郡（福智町を除く。）
	嘉穂	⑦ 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方	⑧ 直方市、中間市、宮若市、鞍手郡、田川郡のうち福智町

※ 糸島市域の児童生徒については、現在、福岡市立特別支援学校小・中学部に就学しているため、別途、糸島市単独で推計を行う。

II 特別支援学校の不足教室数及び整備の基本的な方向性

児童生徒数の増加が著しいと見込まれる地域（学校）ごとに、今後の学級数及び不足教室数の見込みを算出するとともに、その対応のため必要となる施設整備の基本的な方向性を示す。

1 古賀特別支援学校（現施設52教室）

【学級数及び不足教室数の見込み】

	平成28年度	→	平成37年度
学級数	63学級		95~98学級
不足教室数	▲11		▲43~▲46

【整備の基本的な方向性】

同校通学区域内又はその近隣地域に40学級程度の新設校を設置する。

- ・なお、設置に当たっては、以下のいずれかの案で検討する。

案① 知的障害教育部門の通学区域を分割し、小・中学部及び高等部を有する学校を設置する。

案② 高等部（知的障害教育部門）を分離し、高等部の単独校を設置する。

2 糸島市

糸島市域には、県立特別支援学校が設置されていないため、小・中学部段階の児童生徒については福岡市立特別支援学校に受入れを委託し、高等部段階の生徒については主に太宰府特別支援学校で進学者を受け入れている。

当該地域においても児童生徒数の増加は著しく、現在の69人から平成37年度には150人程度となることが見込まれるため、県としての役割を踏まえ、今後の児童生徒数の増加に対応する必要がある。

【学級数（必要教室数）の見込み】

	平成28年度	→	平成37年度
学級数	24学級相当		36学級相当

※ 学級数については、現在福岡市立特別支援学校及び太宰府特別支援学校等に就学している糸島市域の児童生徒により編制した場合の数

【整備の基本的な方向性】

糸島市内又はその近隣地域に40学級程度の新設校を設置する。

- ・糸島市域を通学区域とする小・中学部及び高等部（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を有する学校を設置する。

3 太宰府特別支援学校（現施設61教室（平成29年度増築後は、73教室））

※仮設校舎含む

【学級数及び不足教室数の見込み】

	平成28年度	平成29年度	平成37年度
学級数	88学級	94学級	123～124学級
不足教室数	▲27	▲21	▲50～▲51

※上記2(糸島市)の整備により▲45～▲46

【整備の基本的な方向性】

同校通学区域内又はその近隣地域に40学級程度の新設校を設置する。

- ・なお、設置に当たっては、以下のいずれかの案で検討する。

案① 高等部（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を分離し、高等部の単独校を設置する。

案② 肢体不自由教育部門を分離し、小・中学部及び高等部を有する学校を設置する。

4 その他

(1) 直方特別支援学校（現施設58教室）

【学級数及び不足教室数の見込み】

	平成28年度	平成37年度
学級数	65学級	74～80学級
不足教室数	▲7	▲16～▲22

【整備の基本的な方向性】

同校通学区域に係る新たな将来推計人口や特別支援学校在籍率の今後の推移等を踏まえ、改めて児童生徒数見込みを精査し、分離新設又は増築等の必要性を検討する。

(2) 築城特別支援学校（現施設39教室）

【学級数及び不足教室数の見込み】

	平成28年度	平成37年度
学級数	52学級	62～68学級
不足教室数	▲13	▲23～▲29

【整備の基本的な方向性】

同校敷地内に校舎を増築することにより、教室数不足を解消する。

III 今後の対応

1 学校新設に係る手続き

上記Ⅱ 1～3の新設3校については、概ね平成37年度までに順次設置することとし、今後、関係学校、市町村等との協議を進め、条件の整った地域から、設置年度、設置場所及び部・教育部門等に係る具体的な「設置計画」を決定し、施設設備の整備に着手することとする。

本整備を完了するまでの間の教室数不足については、整備対象校における仮設校舎の設置を基本としつつ、特別支援学校分教室を近隣地域の小・中学校、高等学校等に設置することも検討するなど、できる限りその影響の緩和に努めることとする。

2 学級編制基準の見直し

県立特別支援学校高等部の学級編制については、これまでの恒常的な教室数不足を背景として、法に定める標準を上回る一般学級9人、重複学級4人を県の基準として定めている。

今後は、本整備方針に基づき、全県的に県立特別支援学校における教室数不足の状態を解消していく中で、段階的に、法に定める標準に準拠した基準への見直しを図っていくこととする。具体的には、平成29年度以降、施設面での対応が可能な教育部門・学校から、学年進行により実施する。

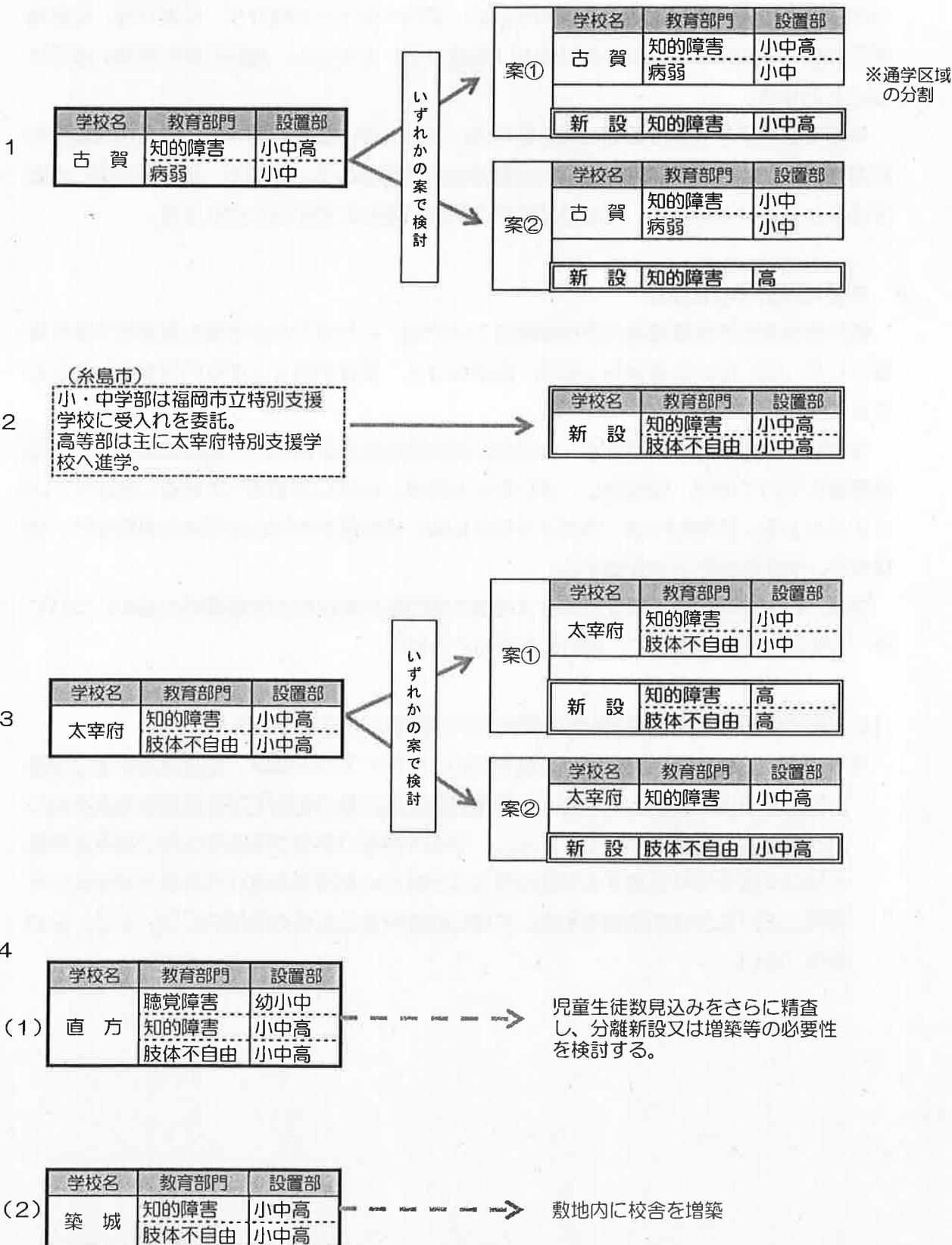
なお、軽度の知的障害者を対象とする教育部門及び専攻科の学級編制の基準については、生徒の実態を考慮して、現行のとおりとする。

【公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律】

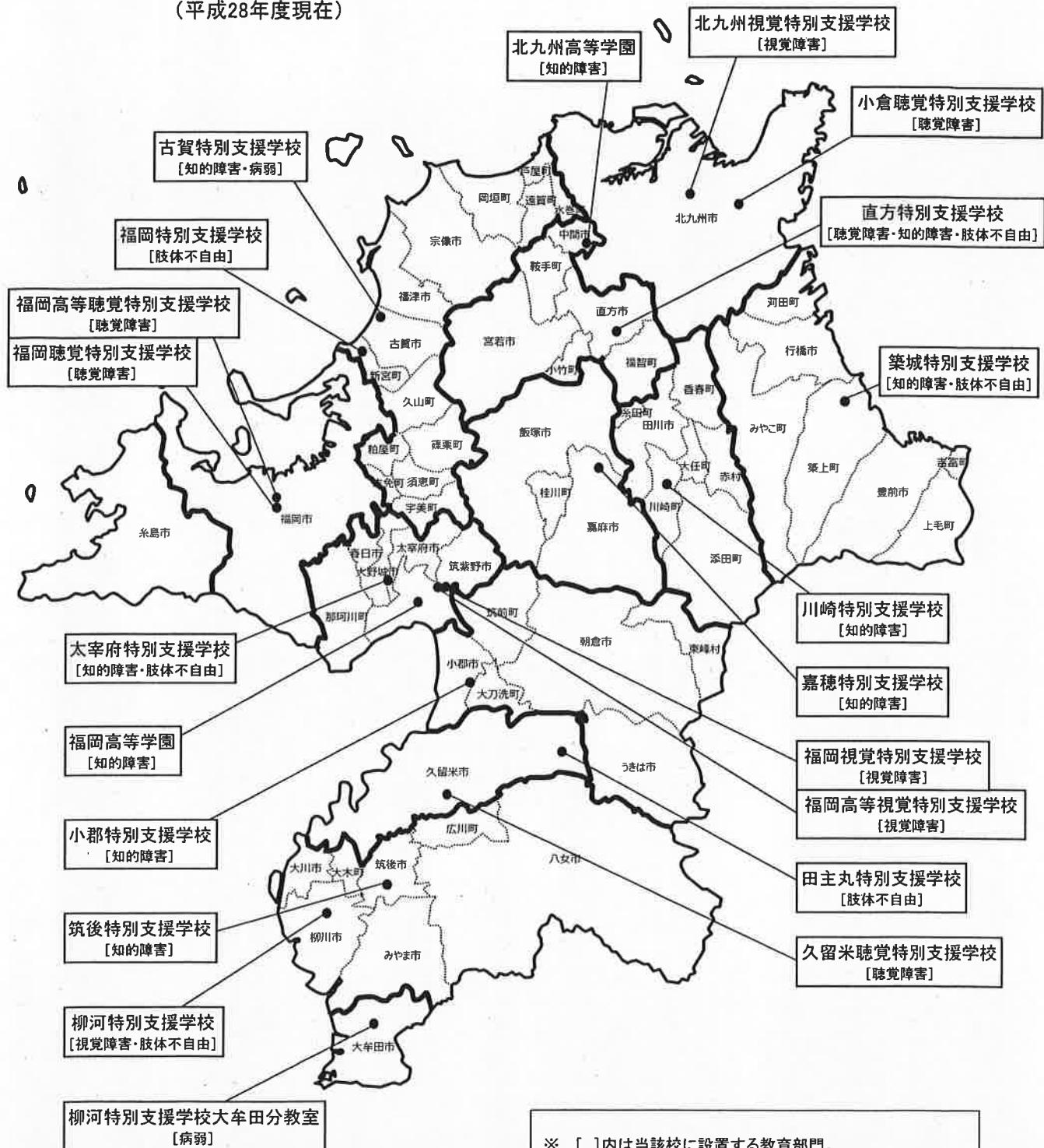
第14条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒で学級を編制する場合にあっては3人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあっては8人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

■ 県立特別支援学校整備総括表

現 状			対 應 案		
-----	--	--	-------	--	--



県立特別支援学校配置図
(平成28年度現在)



※ []内は当該校に設置する教育部門。

※ 太線は知的障害教育部門(小・中学部)の就学校指定の際の地域区分を表す。

